

(案)

愛川町条例第 号

愛川町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要なとなる人員
及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要なとなる人員及び運営に関する基準を定める。

(地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要なとなる人員及び運営に関する基準)

第2条 法第115条の46第4項の規定により条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に規定する基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。